

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行  | 改 正 後   |               |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
|--|---|---------------|-----|-------|---------------------------------------|-----|----------|-----|-----|------|-----|-----|-----------|---|---------------|-----------|-----|-----|---|-------|-----|-----|-------|---------------------------------------|-----|----------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|------|-----------|-----|-----|
| <p>【目次】</p> <p>III-4-1 「<u>信用事業に附帯する事業</u>」の取扱い</p>  | <p>【目次】</p> <p>III-4-1 <u>信用事業に係る事業の取扱い</u></p>   |               |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| <p>○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">国民保護法</td><td style="width: 33%;">(略)</td><td style="width: 33%;">(略)</td></tr> <tr> <td>劣後ローン</td><td>信用事業命令第 51 条第1項第 15 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>連結財務諸表規則</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>子会社等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>収入依存度規制告示</td><td>漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準(平成 18 年 11 月9日金融庁・農林水産省告示第 24 号)</td><td>III-4-6-1(1)②</td></tr> <tr> <td>金融システム改革法</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> | 国民保護法   | (略)           | (略) | 劣後ローン | 信用事業命令第 51 条第1項第 15 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借 | (略) | 連結財務諸表規則 | (略) | (略) | 子会社等 | (略) | (略) | 収入依存度規制告示 | 漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準(平成 18 年 11 月9日金融庁・農林水産省告示第 24 号) | III-4-6-1(1)② | 金融システム改革法 | (略) | (略) | <p>○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">国民保護法</td><td style="width: 33%;">(略)</td><td style="width: 33%;">(略)</td></tr> <tr> <td>劣後ローン</td><td>信用事業命令第 51 条第1項第 14 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>連結財務諸表規則</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>子会社等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>金融システム改革法</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> | 国民保護法 | (略) | (略) | 劣後ローン | 信用事業命令第 51 条第1項第 14 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借 | (略) | 連結財務諸表規則 | (略) | (略) | 子会社等 | (略) | (略) | (削る) | (削る) | (削る) | 金融システム改革法 | (略) | (略) |
| 国民保護法  | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 劣後ローン  | 信用事業命令第 51 条第1項第 15 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 連結財務諸表規則   | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 子会社等   | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 収入依存度規制告示  | 漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準(平成 18 年 11 月9日金融庁・農林水産省告示第 24 号)   | III-4-6-1(1)② |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 金融システム改革法  | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 国民保護法  | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 劣後ローン  | 信用事業命令第 51 条第1項第 14 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 連結財務諸表規則   | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 子会社等   | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| (削る)   | (削る)  | (削る)          |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| 金融システム改革法  | (略)   | (略)           |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |
| <p>【本編】</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p>  | <p>【本編】</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> |               |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |           |   |               |           |     |     |   |       |     |     |       |                                       |     |          |     |     |      |     |     |      |      |      |           |     |     |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注)を管理しているか。</p> <p>特に、組合による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 45 号)における水協法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① <u>水協法第 87 条の2第1項第6号の2</u>(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」(以下「事業再生会社」という。)の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> | <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注)を管理しているか。</p> <p>特に、組合による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 45 号)における水協法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① <u>水協法第 87 条の2第1項第7号</u>(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」(以下「事業再生会社」という。)の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| II-3-1 法令等遵守  | II-3-1 法令等遵守  |
| II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応<br><br>役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。<br><br>(1) (略)<br><br>(2)発生時の行政庁への報告<br><br>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「信用事業命令」という。)第51条第1項第18号及び同条第3項の規定に基づく報告は、次によるものとする(参考様式3-4)。<br><br>①・② (略)<br><br>(3)～(5) (略) | II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応<br><br>役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。<br><br>(1) (略)<br><br>(2)発生時の行政庁への報告<br><br>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「信用事業命令」という。)第51条第1項第17号及び同条第3項の規定に基づく報告は、次によるものとする(参考様式3-4)。<br><br>①・② (略)<br><br>(3)～(5) (略) |
| III-4 水協法等に係る事務処理<br><br>(新設)   | III-4 水協法等に係る事務処理<br><br><u>III-4-1 信用事業に係る事業の取扱い</u><br><br><u>III-4-1-1 地域活性化等事業における留意点等</u><br><br>(1)信漁連が行うことができる水協法第87条第4項第13号の事業(以下「地域  |

| 現 行  | 改 正 後   |
|--|---|
|  | <p><u>活性化等事業</u>」という。)は、信用事業命令第 25 条の4各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業(次に掲げる事業を法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会が行う場合にあっては、同項第一号又は第二号の事業)に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。</p> <p>デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等事業を信漁連の事業範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。</p> <p>そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該事業の需要がゼロになったとしても、信漁連の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等事業として実施可能であることに留意する。</p> <p>(2)信漁連が行うことができる地域活性化等事業のうち、信用事業命令第 25 条の4第2号の事業については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</p> |
| <p><u>III-4-1 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</u></p> <p>組合が、水協法第 11 条第1項第3号又は第4号に係る同項第 17 号の事業及び同条第3項第 12 号の事業、<u>水協法第 87 条第1項第3号又は第4号に係る同項</u></p> | <p><u>III-4-1-2 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</u></p> <p>組合が、水協法第 11 条第1項第3号又は第4号に係る同項第 17 号の事業及び同条第3項第 12 号の事業、<u>水協法第 87 条第1項第3号又は第4号に係る同項</u></p>  |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p><u>第18号の事業及び同条第4項第12号の事業、水協法第93条第1項第1号又は第2号に係る同項第10号の事業及び同条第2項第12号の事業、水協法第97条第1項第1号又は第2号に係る同項第12号の事業及び同条第3項第12号の事業</u>(以下「信用事業に附帯する事業」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1)組合が、<u>中小漁業者等の取引先事業者に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&amp;Aに関する業務、事務受託業務</u>については、<u>取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p>(注1)組合が、<u>勧誘行為をせず単に利用者を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p>(注2)<u>個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p>(注3)人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> | <p><u>第18号の事業及び同条第4項第14号、水協法第93条第1項第1号又は第2号に係る同項第10号の事業及び同条第2項第12号の事業、水協法第97条第1項第1号又は第2号に係る同項第12号の事業及び同条第3項第14号の事業</u>(以下「信用事業に附帯する事業」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1)組合が、<u>中小漁業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース(不動産を対象とするものを除く。)の媒介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務</u>については、<u>取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u><br/> <u>また、個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる事業も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(注)人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> |

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| (注)個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、金商法に規定する投資助言業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。<br>②・③ (略)   | (注)個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金商法に規定する投資助言業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。<br>②・③ (略) |
| (2) (略)   | (2) (略)  |
| III-4-6 子会社等  | III-4-6 子会社等   |
| III-4-6-1 子会社等の業務の範囲  | III-4-6-1 子会社等の業務の範囲   |
| 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。   | 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。  |
| (1)漁協の子会社が営む従属業務(水協法第17条の14第1項第1号(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)に規定する従属業務をいう。)<br>① (略)<br>② <u>従属業務を行う漁協の子法人等又は関連法人等についても、漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準(平成18年11月9日金融庁・農林水産省告示第24号。以下III-4-6において「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様であることに留意する。</u> | (1)漁協の子会社が営む従属業務(水協法第17条の14第1項第1号(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)に規定する従属業務をいう。)<br>② (略)<br>(削る)                     |
| (2)信漁連の子会社が営む従属業務(水協法第87条の2第2項第1号(水協法第100条第1項において準用する場合を含む。)に規定する従属業務をいい、   | (2)信漁連の子会社が営む従属業務(水協法第87条の2第2項第1号(水協法第100条第1項において準用する場合を含む。)に規定する従属業務をいい、                                      |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>漁協のために行う業務を含む。)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>従属業務を行う信漁連の子法人等又は関連法人等についても、収入依存度規制告示に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様(当該信漁連及びその子会社からの収入)であることに留意する。</u></p>   | <p>漁協のために行う業務を含む。)</p> <p>① (略)</p> <p>(削る)</p>   |
| (3) (略)   | (3) (略)   |
| (4)その他の留意事項<br><br>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。  | (4)その他の留意事項<br><br>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付隨・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。  |
| <p>① 業務の範囲については、子会社対象会社(漁協にあっては水協法第 17 条の 14 第1項(水協法第 96 条第1項において準用する場合を含む。)、信漁連にあっては水協法第 87 条の2第1項(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、<u>収入依存度規制告示</u>、<u>監督指針</u>に定める子会社に関する規定を満たしているか。</p> <p>② <u>従属業務を営む信漁連の子法人等又は関連法人等であって、主として当該信漁連の信漁連特定出資会社又は他の子法人等若しくは関連法人等(以下「従属先法人等」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が 100 分の 50 を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</u></p> | <p>① 業務の範囲については、子会社対象会社(漁協にあっては水協法第 17 条の 14 第1項(水協法第 96 条第1項において準用する場合を含む。)、信漁連にあっては水協法第 87 条の2第1項(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、監督指針に定める子会社に関する規定を満たしているか。</p> <p>(削る)</p> |

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>③ (略)</p> <p>④ 一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことのできる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>ただし、金融システム改革法の施行の際、子法人等又は関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成14年3月末までに必要な見直しが行われているか。</p> <p>なお、当該子法人等若しくは関連法人等が従属業務若しくは金融関連業務(これらに準ずる業務を含む。)を営む場合又はこれらを<u>併せ営む場合(当該従属業務が収入依存度規制告示に規定する基準に準じた基準(上記②の例による。)を満たす場合に限る。)</u>においては、平成14年3月末までに必要な見直しが行われるものに限り、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>また、この場合における子法人等又は関連法人等については、他の会社の株式を保有しても差し支えない。</p> <p>(新設)</p> | <p>② (略)</p> <p>③ 一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことのできる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>ただし、金融システム改革法の施行の際、子法人等又は関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成14年3月末までに必要な見直しが行われているか。</p> <p>なお、当該子法人等若しくは関連法人等が従属業務若しくは金融関連業務(これらに準ずる業務を含む。)を営む場合又はこれらを<u>併せ営む場合</u>においては、平成14年3月末までに必要な見直しが行われているものに限り、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>また、この場合における子法人等又は関連法人等については、他の会社の株式を保有しても差し支えない。</p> <p>④ <u>投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</u></p> <p><u>投資専門子会社による信用事業命令第27条第14項第2号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>⑤ <u>水協法改正(令和3年11月施行)により、水協法第87条の2第1項第8号が追加されたが、地域活性化事業会社(同号、水協法第87条の3第4項(水協法第100条第1項において準用する場合も含む。))における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</u></p> |
| III-4-6-2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買   | III-4-6-2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買  |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>の代理・媒介会社の取扱い</p> <p>他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p>  | <p>の代理・媒介会社の取扱い</p> <p>他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介(以下「代理等」という。)に限られているか。</p> <p>(注1)他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。</p> <p>(注2)組合が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。</p> <p>(注3)担保財産の取得、保有、管理及び売却は、信用事業命令第26条第1項第23号に規定する会社以外は認められないことに留意する。</p> |
| <p>(1)当該会社の業務は以下に限られているか。</p> <p>他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介(以下「代理等」という。)</p> <p>(注1)他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買や不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。</p> <p>(注2)担保財産の取得・保有・管理及び売却は、信用事業命令第26条第1項第23号に規定する会社以外は認められないことに留意する。</p> <p>(2)当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たしているか。</p> | <p>(削る)</p>   |
|   |   |

| 現 行  | 改 正 後  |
|------|--|
| (新設) | <p><u>III-4-6-4 事業高度化等会社</u></p> <p><u>信用事業命令第 27 条第 15 項に掲げる会社(以下「事業高度化等会社」という。)には、一定の地域商社が含まれるところ、同項第2号に規定する「当該連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの」という要件については、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 物流への関与等</u></p> <p><u>一定の地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務について、例えば、以下のような場合には、当該信漁連の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 地域内外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合(これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。)。</u></li> </ul> <p><u>なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うこととも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該信漁連の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。</u></p> <p><u>(2) 製造・商品加工への関与</u></p> |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
|  | <u>一定の地域商社が事業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うこと</u><br><u>は、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されない。当該信漁連の業</u><br><u>務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないとするためには、地</u><br><u>域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という一定の地域商社の機</u><br><u>能として必要不可欠なもの(例えば、商品企画等のために必要となる試験的な</u><br><u>製造や商品加工等)に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレビューション</u><br><u>ル・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲</u><br><u>に留める必要があることに留意する。</u> |
| III-4-6-4 信漁連とその証券子会社等の関係  | III-4-6-5 信漁連とその証券子会社等の関係  |
| III-4-6-5 子会社等に係るその他の留意事項  | III-4-6-6 子会社等に係るその他の留意事項  |
| III-4-7 議決権の取得等の制限<br><br>(1)水協法第17条の15第2項ただし書(水協法第87条の3第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)、第96条第1項において準用する場合を含む。)の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。<br>なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、II-2-4-2(11)を参照すること。<br>① (略)<br>② 以下の場合は、水協法第17条の15第3項(水協法第87条の3第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)、第96条第1項において準用する場合を含む。)に定める同条第2項の承認の条件である「組合又はその子会社がその基準議決権数を超えて取得し、又は保有する | III-4-7 議決権の取得等の制限<br><br>(1)水協法第17条の15第2項ただし書(水協法第87条の3第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)、第96条第1項において準用する場合を含む。)の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。<br>なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、II-2-4-2(11)を参照すること。<br>① (略)<br>② 以下の場合は、水協法第17条の15第3項(水協法第87条の3第2項(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)、第96条第1項において準用する場合を含む。)に定める同条第2項の承認の条件である「組合又はその子会社がその基準議決権数を超えて取得し、又は保有する           |

| 現 行  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>こととなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないため、<u>信用事業命令第 27 条第 12 項各号</u>に定める期間を超えて保有する場合</p>   | <p>こととなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないため、<u>信用事業命令第 27 条第 13 項各号</u>に定める期間を超えて保有する場合</p>  |
| (注) (略)  | (注) (略)   |
| <b>(2) その他の注意事項</b>  | <b>(2) その他の注意事項</b>   |
| <p>① (略)</p> <p>② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等及び研究開発段階にとどまる事業</u>については含まれないことに留意する。</p> <p>③ <u>信用事業命令第 27 条第6項各号に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が同項第1号に規定する新事業活動を開始する場合(いわゆる第二創業の場合)に、当該会社がその開始を決定した日をいう。</u></p> <p>④ <u>水協法第 87 条の3第3項(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に定める議決権保有制限の例外の対象となる会社である信用事業</u></p> | <p>① (略)</p> <p>② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等</u>については含まれないことに留意する。</p> <p>(削る)</p> <p>③ <u>水協法第 87 条の3第3項(水協法第 100 条第1項において準用する場合を含む。)に定める議決権保有制限の例外の対象となる会社である信用事業</u></p> |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p><u>命令第 27 条第7項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p>  | <p><u>命令第 27 条第6項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。</u></p> <p><u>④ 信用事業命令第 27 条第6項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</u></p>                                      |
| IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理   | IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理   |
| IV-3-2 許可申請に係る事務処理  | IV-3-2 許可申請に係る事務処理  |
| IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点   | IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点   |
| IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査   | IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査   |
| <p>準用銀行法第 52 条の 38 第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第2項、信用事業命令第 50 条の4第1号から第5号まで、第9号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> | <p>準用銀行法第 52 条の 38 第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 50 条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第2項、信用事業命令第 50 条の4第1号から第5号まで、第9号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> |
| (1)・(2) (略)   | (1)・(2) (略)   |

| 現 行  | 改 正 後   |
|--|---|
| (3)「規格化された貸付商品」( <u>信用事業命令第 50 条の7第3号イ(1)及びロ(1)</u> )<br><br>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。 | (3)「規格化された貸付商品」( <u>信用事業命令第 50 条の7第6号ハ及び第7号ロ</u> )<br><br>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。 |
| (4)～(7) (略)  | (4)～(7) (略)   |
| IV-5-2 主な着眼点   | IV-5-2 主な着眼点  |
| (1)所属組合から <u>信用事業命令第 51 条第1項第 19 号</u> の届出等が提出された場合や所属組合に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業代理業者になろうとする者の内部管理態勢等に問題が認められた場合などにより、所属組合からの情報収集を行う際には、所属組合において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。                | (1)所属組合から <u>信用事業命令第 51 条第1項第 18 号</u> の届出等が提出された場合や所属組合に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業代理業者になろうとする者の内部管理態勢等に問題が認められた場合などにより、所属組合からの情報収集を行う際には、所属組合において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。             |
| (2) (略)  | (2) (略)   |
| 【参考様式】<br>不祥事件等届出書<br>参考様式 3-4   | 【参考様式】<br>不祥事件等届出書<br>参考様式 3-4  |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| 文 書 番 号<br>年 月 日  | 文 書 番 号<br>年 月 日  |
| 金融庁長官殿<br>農林水産大臣殿<br>都道府県知事殿  | 金融庁長官殿<br>農林水産大臣殿<br>都道府県知事殿  |
| 住所<br>組合名<br>代表理事名  | 住所<br>組合名<br>代表理事名  |
| 不祥事件等届出書  | 不祥事件等届出書  |
| 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号)第51条第1項 <u>第18号</u> の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。<br>(以下略) | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号)第51条第1項 <u>第17号</u> の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。<br>(以下略) |
| 基準議決権数超過届出書<br>参考様式 3-7   | 基準議決権数超過届出書<br>参考様式 3-7   |
| 文 書 番 号<br>年 月 日  | 文 書 番 号<br>年 月 日  |
| 金融庁長官殿<br>農林水産大臣殿<br>都道府県知事殿  | 金融庁長官殿<br>農林水産大臣殿<br>都道府県知事殿  |
| 組合(連合会)名:<br>代表理事名:<br>担当者(連絡先):  | 組合(連合会)名:<br>代表理事名:<br>担当者(連絡先):  |

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第9号</u>の規定に基づく届出書</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第9号</u>の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br/>(以下略)</p> <p>基準議決権数超過解消届出書<br/>参考様式 3-8</p> <p>金融庁長官殿<br/>農林水産大臣殿<br/>都道府県知事殿</p> <p>組合(連合会)名:<br/>代表理事名:<br/>担当者(連絡先):</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第11号</u>の規定に基づく届出書</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第11号</u>の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br/>(以下略)</p> | <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第7号</u>の規定に基づく届出書</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第7号</u>の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br/>(以下略)</p> <p>基準議決権数超過解消届出書<br/>参考様式 3-8</p> <p>文 書 番 号<br/>年 月 日</p> <p>金融庁長官殿<br/>農林水産大臣殿<br/>都道府県知事殿</p> <p>組合(連合会)名:<br/>代表理事名:<br/>担当者(連絡先):</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第8号</u>の規定に基づく届出書</p> <p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項<u>第8号</u>の規定に基づき、下記のとおり報告します。<br/>(以下略)</p> |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>決算速報様式(信漁連)</p> <p>参考様式 5-5</p> <p style="text-align: center;">○ 年度決算速報</p> <p>(以下略)</p>  | <p>決算速報様式(信漁連)</p> <p>参考様式 5-5</p> <p style="text-align: center;">○ 年度決算速報</p> <p>(以下略)</p>  |
| <p><u>3. 貯金及び貸出金の明細</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出先別貸出金残高<br/>(表略)</p> <p>(注)過半出資非営利法人の欄には、水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 87 条第 11 項第2号又は第 97 条第9項第2号に定める法人に対する貸付を、産業基盤整備関連法人の欄には、水産業協同組合法施行令(平成5年政令第 328 号)第2条第2項第1号に定める資金の貸付を、生活環境整備関連法人の欄には、同項第2号に定める資金の貸付をそれぞれ記入すること。<br/>(記載上の注意) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p><u>3. 貯金及び貸出金の明細</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸出先別貸出金残高<br/>(表略)</p> <p>(注)過半出資非営利法人の欄には、水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 87 条第 13 項第2号又は第 97 条第9項第2号に定める法人に対する貸付を、産業基盤整備関連法人の欄には、水産業協同組合法施行令(平成5年政令第 328 号)第2条第2項第1号に定める資金の貸付を、生活環境整備関連法人の欄には、同項第2号に定める資金の貸付をそれぞれ記入すること。<br/>(記載上の注意) (略)</p> <p>(3) (略)</p> |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信漁連</div>   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信漁連</div>   |
| <p><u>15. 単体自己資本比率</u></p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 92</p>   | <p><u>15. 単体自己資本比率</u></p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 92</p>   |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>条第1項及び第 100 条第1項において準用する<u>法第 11 条の6</u>第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～5. (略)</p>  | <p>条第1項及び第 100 条第1項において準用する<u>法第 11 条の8</u>第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～5. (略)</p>  |
| <p>連結決算速報様式(信漁連)</p> <p>参考様式 5-6</p> <p style="text-align: center;">○ 年 度 連 結 決 算 速 報</p> <p>(以下略)</p>   | <p>連結決算速報様式(信漁連)</p> <p>参考様式 5-6</p> <p style="text-align: center;">○ 年 度 連 結 決 算 速 報</p> <p>(以下略)</p>   |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信漁連</div>   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">信漁連</div>   |
| <p><u>4. 連結自己資本比率の状況</u></p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 92 条第1項及び第 100 条第1項において準用する<u>法第 11 条の6</u>第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～5. (略)</p> <p>所属外国銀行に関する資本金(出資)の額の変更届出書<br/>別紙様式7-2</p> | <p><u>4. 連結自己資本比率の状況</u></p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 92 条第1項及び第 100 条第1項において準用する<u>法第 11 条の8</u>第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～5. (略)</p> <p>所属外国銀行に関する資本金(出資)の額の変更届出書<br/>別紙様式7-2</p> |
| 年 月 日  | 年 月 日  |

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| 金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿  | 金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿  |
| 所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先)  | 所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先)  |
| 所属外国銀行に関する資本金(又は出資金)の額の変更届出書   | 所属外国銀行に関する資本金(又は出資金)の額の変更届出書   |
| 所属外国銀行の資本金(又は出資)の額が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項 <u>第 14 号</u> イの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略) | 所属外国銀行の資本金(又は出資)の額が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項 <u>第 13 号</u> イの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略) |
| 所属外国銀行に関する商号(又は主たる営業所)の変更届出書<br>別紙様式7-3  | 所属外国銀行に関する商号(又は主たる営業所)の変更届出書<br>別紙様式7-3  |
| 年 月 日  | 年 月 日  |
| 金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事 ○○○○ 殿   | 金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事 ○○○○ 殿   |
| 所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先)  | 所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先)  |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| 所属外国銀行に関する商号(又は主たる営業所)の変更届出書<br><br>所属外国銀行の商号(又は主たる営業所)が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項 <u>第14号</u> 口の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)   | 所属外国銀行に関する商号(又は主たる営業所)の変更届出書<br><br>所属外国銀行の商号(又は主たる営業所)が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項 <u>第13号</u> 口の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)   |
| 所属外国銀行に関する合併届出書<br>別紙様式7-4<br><br>年 月 日<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先) | 所属外国銀行に関する合併届出書<br>別紙様式7-4<br><br>年 月 日<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先) |
| 所属外国銀行に関する合併届出書<br><br>所属外国銀行が合併をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項 <u>第14号ハ</u> の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)                              | 所属外国銀行に関する合併届出書<br><br>所属外国銀行が合併をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項 <u>第13号ハ</u> の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)                              |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| 所属外国銀行に関する事業譲渡(事業譲受け)届出書<br>別紙様式7-5<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先) | 所属外国銀行に関する事業譲渡(事業譲受け)届出書<br>別紙様式7-5<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>所在地<br>商号又は名称<br>代表者<br>(担当部署、担当者、担当者連絡先) |
| 所属外国銀行に関する事業譲渡(又は事業譲受け)の届出書<br><br>所属外国銀行が事業の譲渡をしました(又は譲受けました)ので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第14号ハの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)          | 所属外国銀行に関する事業譲渡(又は事業譲受け)の届出書<br><br>所属外国銀行が事業の譲渡をしました(又は譲受けました)ので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第13号ハの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。<br>(以下略)          |
| 所属外国銀行に関する解散(廃業)届出書<br>別紙様式7-6<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>年 月 日  | 所属外国銀行に関する解散(廃業)届出書<br>別紙様式7-6<br><br>金融庁長官 ○○○○ 殿<br>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br>都道府県知事○○○○ 殿<br><br>年 月 日  |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する解散(又は廃業)届出書</p> <p>所属外国銀行が解散(又は廃業)をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項<u>第 14 号</u>ニの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p> | <p>所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>所属外国銀行に関する解散(又は廃業)届出書</p> <p>所属外国銀行が解散(又は廃業)をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項<u>第 13 号</u>ニの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p> |
| <p>所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書<br/>別紙様式7-7</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿<br/>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br/>都道府県知事○○○○ 殿</p> <p>所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>                         | <p>所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書<br/>別紙様式7-7</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿<br/>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br/>都道府県知事○○○○ 殿</p> <p>所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>                         |
| <p>所属外国銀行に関する銀行業免許等取消しに係る届出書</p>  | <p>所属外国銀行に関する銀行業免許等取消しに係る届出書</p>  |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>所属外国銀行が銀行業の免許を取消されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項第 14 号ホの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p>  | <p>所属外国銀行が銀行業の免許を取消されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項第 13 号ホの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p>  |
| <p>所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書<br/>別紙様式7-8</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿<br/>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br/>都道府県知事○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> | <p>所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書<br/>別紙様式7-8</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿<br/>農林水産大臣 ○○○○ 殿<br/>都道府県知事○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地<br/>商号又は名称<br/>代表者<br/>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> |
| <p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項第 14 号への規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p>  | <p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第1項第 13 号への規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(以下略)</p>  |